平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件 原告 山 ロ 薫 被告 学校法人同志社

準 備 書 面(補充)

- 人証を踏まえて -

令和元年12月10日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. グリーン科目担当強要

1. 嘱託講師に不利益が生じるかという問題ではないこと

浜証人は嘱託講師をゲストスピーカーにしても同じ謝礼を支払うから不利益は 発生していないと証言する(浜3頁以下・17頁)。

しかしながら、問題点は謝礼の問題ではない(原告6頁9。ゲストスピーカーは嘱託講師と異なり学校教育法上の教員ではないから、ゲストスピーカーは学生の成績評価を含めた科目の担当をすることはできない。資格のないゲストスピーカーに講義を実質的に担わせるという違法行為に原告を加担させようと強要したことが問題なのである。

また、浜証人は基本的に専任の方が切り盛りする中でゲストスピーカーにおいていただくというのが通常の体制であるとする(浜4頁)。しかしながら、専任の教員が講義の科目全てについて専門なのであればそのような体制はあり得るが、グリーン科目では、ほとんどの各講義内容は、それぞれの嘱託講師が各専門であり、従って2011年度までは嘱託講師である教員として任用されていたのであって、原告あるいは新田氏は各講義内容のほとんどについては全くの専門外である(原告4頁)。専門外の講義あるいは成績評価を原告あるいは新田氏に強要したことが学校教育法上問題なのである。なお、浜証人はグリーン科目の講義の中身は承知していないとのことであり(浜10頁)、複数の嘱託講師でなければ担えない内容なのか否かについてそもそも判断をする前提を欠いている。

謝礼が同じであればよいという浜証人の証言は、高等教育の質保証を著しく軽視するものである。そして原告は2012年1月時点でこのことを問題としてきたのである(236・浜16頁以下・原告7頁以下)。

2. 学内や文科省等行政官庁から指摘を受けていないことは違法性の評価障害事由とならないこと

浜証人は学内や文科省等行政官庁からゲストスピーカーへの切り替えについて 法的に問題であると指摘を受けたことはないと証言する(浜4頁)。

しかしながら、学内については、原告等への科目強要という違法行為を推し進めていた張本人が八田学長なのであるから(浜9頁・14頁以下・原告8頁)、学内から指摘がでないことは学内ガバナンスの機能に疑問のある被告においては残念ながら当然でもある。教授会でも原告の主張に賛同する発言がなかったともするが(浜5頁)、教授会も浜研究科長に異を唱えることができるものが存しなかったのではないか、あるいは、そもそも学校教育法や大学の質保証について、そもそも理解が足りてはいなかったのではないか(原告6頁以下、原告8頁)と言えるだけであり、違法なものは違法であることに変わりは無い。

他方、文科省等については、最終的には原告あるいは新田氏がゲストスピーカーへの切り替えを拒絶し違法事態は顕在化はしなかったのであるし、このような違法行為の強要がなされたことは文科省等には伝わっていないのであるから指摘がないことも当然であろう(浜30以下)。

従って、学内あるいは文科省等行政官庁から指摘がないとしても、そのことが 違法性の評価障害事由とはなり得ない。

3. 嘱託講師とゲストスピーカーは法的地位と責任が全く異なること

浜証人も嘱託講師は学校教育法上の教員であり、ゲストスピーカーは学校教育法上の教員ではないことは認めている(浜10頁)。また2010年度まで2年間は原告あるいは新田氏はコーディネーターという位置づけで複数の嘱託講師でグリーン科目は運営されていたことも認めている(浜10頁)。

そして専門外のことは教員として教えることはできないことも認めている(浜11頁)。

ところでグリーン科目の各嘱託講師は学生のレポートの評価・採点もしている((231)・原告4頁)。ゲストスピーカーは教員ではないから学生の評価(学位に関わる)を行うことなどできない(浜(22)・原告(22)0・原告(22)1・原告(22)1・原告(22)2・原告(22)3・原告(22)3・原告(22)3・原告(22)4・原告(22)4・原告(22)4・原告(22)5・原告(22)6・原告(22)6・原告(22)7・原告(22)8・原告(22)8・原告(22)9・の原告(22)9

4. グリーン科目の講義内容は原告あるいは新田の専門外であること

浜証人はグリーン科目の授業内容は承知していない(浜10頁)にも関わらず、そこで行われている講義内容は原告が専門としていると理解していると強弁する(浜11頁)。

しかしながら、例えば、杉村嘱託講師は生物多様性・生態系に関する講義を担当しているが(乙32)、原告は経済学者であり、生物多様性・生態系の専門では明らかにない(原告本人5頁)。この点、浜証人は、原告が生物多様性・生態

系の専門かどうかは承知していないなどと誤魔化し(浜11頁)、コーディネーターとして、その科目全体をマネージできるが、特定の分野については他の方に講義をしてもらうというケースはあり得そうなどと強弁する(浜12頁)。しかし、その場合は「特定の分野」については「教員」に講義をしてもらわなければならないのであって、ゲストスピーカーでは代替できないのである。原告がコーディネーターとなり、他の専門家がそれぞれ嘱託講師として自分の専門分野を行うのがグリーン科目なのである(浜12頁)。

新田氏がコーディネートする講義についても、風力発電・バイオマス・燃料電池・砂漠の緑化などについてそれぞれ複数の専門家に嘱託講師として講義を担当してもらっていたのであり、新田氏はそれぞれの専門ではない(浜13頁以下・原告6頁)。

浜研究科長は、そもそもグリーン科目の内容も誰が何の専門なのかもしらないのであれば、そもそも嘱託講師をゲストスピーカーに代替できるかを判断する前提を欠いており、また原告や新田氏がこれを拒否したことが正当か不当かも判断できないということになる。しかるに、浜研究科長は原告にこれを強要し、後にこの拒否を「不当拒否」と一方的に決めつけ、定年延長提案拒否の理由としたのであり、その恣意性は社会的相当性を逸脱し違法である。

第2. 指導担当外し

1. 教授会の決定を経ていないこと

指導担当の決定も教授会でなされなければならないところ(飯塚28頁)、教授会で決定がなされたことを裏付ける教授会議事録その他の証拠はない。飯塚証人もこれは教授会に上げていないかもしれない、教授会の判断を経ずに委員会の決定だけで決めてしまったと証言する(飯塚28頁)。被告は乙47号証の2012年7月4日の教授会議事録の「2012年度秋学期GMBA科目担当委嘱および科目担当」で教授会の議題となったと言うのかも知れない(飯塚9頁)。しかし、同議事録をみても指導担当について決定がなされた形跡はない。原告は事務局に要望し指導担当の一覧表をもらって初めて担当から外れていることを知ったのであり、教授会で審議はなされていない(原告9頁以下)。教授会の決定を経ずに決めたことは明らかである。

2. サラム氏について (甲57)

サラム氏については近藤まり教授が指導担当となっている。しかし、もともとシステムダイナミクスの教育助手で原告のもとでの研究を希望していたのであり、極めて違和感があった(原告10頁以下)。これは近藤氏が強引にサラムの指導担当になったためである。

ところで飯塚氏の証言の後、現在はアフリカンリーダシップ大学ビジネス経済 学部に在籍するサラム氏と連絡をとることができ、当時の経緯について陳述書を 作成・送付してもらっている(甲57)。

サラム氏によれば、サラム氏はアラブ首長国連邦で高級職で勤務していたが、

真に学びたいことを学ぶために辞職して留学をしたこと、システムダイナミクスの分野で世界的に知られている原告のビジネスシステムダイナミクスを受講していたこと、この科目に大変興味を持ちAプラスの最高評価を得たこと、原告の教育助手となり熱心な指導を受けたこと、原告の研究指導を受ける予定であったこと、自分も周囲も当然原告が指導担当となると考えていたこと、ところがアカデミックアドバイザーであった近藤教授から、原告は来年研究指導をしないので他の研究分野を考えるようにと告げられたこと、本当は近藤教授の指導は受けたくなかったこと、しかし、原告が退職に追いやられることが問題となったあたりから権限のある近藤教授の怒りを買わないように、文科省の国費留学生の奨学金を失いたくなかったために、やむを得ず従ったこと、アカデミックハラスメントではないかと考えたが修士号を取得したかったので断念したこと、TIMでも原告の指導を受けたかったが受けられなかったことが述べられている(甲57)。

サラム氏は原告が指導担当となることが本来であったにも関わらず、近藤教授が学生の意向も踏みにじって介入をしたのであり、原告に対しても、サラム氏に対してもアカデミックハラスメント的な行為をしたとしか言いようがない。

第3. 科目担当外し

1. 教授会の決定によらない科目担当外しが行われたこと

原告にビジネスエコノミクス科目担当外しが通告されたのは2012年12月17日である(乙17・54)。その上で、同月19日の教授会で8コマルールを前提とする定年延長提案拒否がなされている(甲22)。しかし、ビジネスエコノミクスの科目担当を外すことについて教授会で決定がなされた事実はない。議事録にもその旨の記載は皆無である。メールでの通告が12月17日であり教授会はその2日後なのであるから、その前の教授会で科目外しが教授会に諮られるはずがない。この点、浜研究科長も教授会に諮らずに、国際プログラム委員会で決めてしまった可能性は否定しない(浜22頁)。

飯塚証人も、2012年12月17日のメール(乙17)のあとで教授会に諮ることになると言いつつ、教授会に諮ったことについては証言ができていない(飯塚12頁以下)。記録上、その後の教授会に科目担当外しが諮られた形跡は全くない。議事録に書いていない決議はなされない(飯塚39頁以下)。そして原告自身も教授会に出席しているから、科目外しを決定する議題が教授会に諮られたことはないことは明白である。

原告の科目外しは教授会の決定を経ずに近藤委員長ないし国際プログラム委員会の恣意的・主観的・差別的判断で断行されてしまったのである。

2. シラバスの変更となること

ところでGMBAは秋入学であり、2012年秋に入学する学生には当然のことであるが1年間のカリキュラム・シラバスが示される(飯塚14頁)。シラバスは学生との契約であり(浜25)、その内容は事前に教授会で決定される。2012年秋入学の学生には2013年春のビジネスエコノミクスの科目担当は原告

であり、システムダイナミクスを用いた講義も行われることは講義内容に示され ていた(浜23頁)。そのために2012年秋にまずは半年間システムダイナミ クスを学んでもらうというカリキュラムを2012年秋よりも前に教授会で決定 していることになる(原告11頁以下)。仮にシステムダイナミクスを用いる講 義内容に疑義があるのであれば、2012年秋よりも前のカリキュラム策定の段 階で教授会で検討がなされるべきであろう。しかし、教授会ではこれまで通りの カリキュラムが是認され、さらに、事前にシステムダイナミクスをまず半年学ぶ というカリキュラムまで採用されたのであるから、少なくとも2012年秋開講 のころまでは教授会としては原告の授業内容等に何らの異議もなかった(だから 原告は1回目の定年延長は当然なされた)と認められる。浜証人も過去の原告の 講義には疑問も無かったことは認めている(浜28頁)。しかるに、おそらく、 その後に原告を排斥する動きが生じ、科目外しというシラバス違反が教授会の審 議を経ずに行われてしまったと考えるのが自然である。シラバスについての近藤 委員長の無理解は飯塚証言14頁以下で明らかになっている。シラバスが事前に 学生に開示されないなどということはあってはならないし、シラバスを年度の途 中で奔放に変更することなど原則としては予定されていない。飯塚証言の理解が 同志社大学全学としての運用とはとても信じがたい。

仮にシステムダイナミクスという手法を使った教え方ということでは入門科目として適当ではないという判断があったとしても、それは本来は2012年秋入学の学生に対するシラバスが示される前に、教授会において検討がなされるべき事項であるし、仮に事後的に見直しが生じたとしても、それはやはり教授会において慎重な検討が求められるのであり、近藤まり委員長あるいは国際プログラム委員会において独断で決定することはできない。ビジネスエコノミクスを「コア科目」に変更することを決めた際(それは当然2012年秋以前である)に、教授会で決定すべきである(飯塚19頁以下)。そしてシステムダイナミクスは学生は全員合格していたのである(原告12頁)。

近藤委員長は経済学の専門ではないし(浜29)、浜研究科長も博士号・修士号はもっていない(浜29)。浜研究科長も近藤委員長も原告のビジネスエコノミクスやシステムダイナミクスを聴講したこともない(原告12頁)。他の教授の専門分野についての教授内容の是非については極めて慎重な手続きにより評価がなされるべきであるが、浜証人にはその自覚もない(浜29)。そのような恣意的な科目外しは原告の授業内容への違法な介入であり、学問の自由・教授の自由への侵害となる。

なお、乙47は2012年7月4日の教授会議事録であり証拠には議題5の「2012年度秋学期GMBA科目担当委嘱および科目担当(資料配付(一部回収))は黒塗りであり資料が添付されていないので内容が不明であるが、原告の科目外しを決定したものとは時期的にも全く異なる(むしろ原告がシステムダイナミクスの半年間の講義をすることなど正常なカリキュラムが承認されているはずである)。科目外しが教授会の審議決定を経ずに行われたこととは無関係である(浜33参照)。

3. ビジネスエコノミクスについて

まずビジネスエコノミクスは全学生が履修する「コア科目」であった(飯塚6頁)。

もっとも、飯塚証人はビジネスエコノミクスはものすごく誰にでも分かる、本 当に初歩的なエコノミクスであったなどと証言をする(飯塚5頁以下)。しかし 、そのような位置づけが教授会で共有されたことはない。原告はビジネス研究科 の開校時から9年間、またGMBA立ち上げ時から日本語・英語双方のビジネスエ コノミクスを担当しシステムダイナミクスを用いた経済学を教えてきたのであり (原告24頁以下)、講義内容は教授会の承認を受けて毎年行ってきた。そして ビジネス研究科は大学院なのであり、大学1年生の一般教養とは全く異なる。仮 に経済学・商学を専攻していない学生がいたとしても大学院としての試験を経て 入学が認められた学士が学ぶところであり、国費留学生も受け入れているのであ る。誰にでも分かる経済学の内容は、大学1・2年生の一般教養で履修するなり 、その他入門書を読むなり、学ぶ場は多数ある。「ものすごく誰にでも分かる」 エコノミクスというのは飯塚証人が勝手に位置付けたものにすぎない(単なる学 生獲得・商業主義化があるのであれば嘆かわしい)。もちろん、原告も講義内容 には配慮はしてきた。そして、講義内容に疑義があるのであれば、FDや教授会を 経て修正をすればよい。近藤委員長あるいは国際プログラム委員会がすでに決定 したシラバスを教授会を経ずに変更することなど絶対に許されない。なお飯塚証 人は経済学の専門家ではない。

なお、飯塚証人は原告の講義などを直接聴講したこともないし(飯塚25頁)、専門家でない(飯塚25頁)にも関わらず、原告がシステムダイナミクスを使い、「かなり高度な金融理論みたいなところまで入る」授業をしていたと「金融理論」を問題視する(飯塚6頁)。これが後の「偏った経済学」という差別発言の根源と思料する(原告16頁)。原告は公共貨幣論を提唱しているが、これは中央銀行による金融政策と財政均衡・緊縮を重視する主流派経済学と貨幣論に関しては異なる立場を採っている(政府の通貨発行権の回復により財政均衡・財政政策を重視する)。もちろん、ビジネスエコノミクス全般ではマクロ・ミクロの一般理論を広く講義をしてきた。しかし飯塚氏は原告の「金融理論」を毛嫌いしていたことが飯塚証人の証言(飯塚6頁)から判明した(飯塚6頁)。これは明らかに原告の学問に対する差別である。

4. 学生からの評価について

飯塚証人は、原告のビジネスエコノミクスの評価はなかなかよくなかったと理解しているなどと証言するが(飯塚6頁)、恣意的な証言であり信用できない。確かに原告は長年の学者・研究者人生で世界の最高峰の大学で自らも厳しく鍛えられてきた経験と世界水準を意識したため、「学生にこびない」講義をしており、厳しいと受け止めた学生もいたかもしれないが、ビジネス研究科は、大学院なのであり、自ら進学を決めたのであるから高水準の講義がなされることは当然である。そして、講義内容も含めて文科省に届出を出して設置が認められるのであ

り、カリキュラム・シラバスも教授会で慎重に決定がなされる。仮に学生からの クレームがあればFD制度などの仕組みが整っている(原告12頁以下)。これを 他の専門外の教授が、講義が難しいとか、評価がよくないなどと決めつけてはな らないし、その恣意的な主観に基づいて科目から外すなどということは大学では 予定がなされていない。

5. 教授会を経ずに国際プログラム委員会のみで決定はできないこと

飯塚証人も国際プログラム委員会だけで決定はできずに教授会の議題となって そこで正式に認められることは認めている(飯塚3頁)。なお国際プログラム委 員会は大学の規則には定められてはいない(飯塚3頁)。

そして、原告の科目外しがなされ定年延長提案拒否が明らかになった後に、確かに2013年度春のビジネスエコノミクス担当の教授が学外から任用されたようであり、その選任やその選任を踏まえた時間割表は教授会に諮られたのかもしれないが(飯塚6頁以下・飯塚32頁・乙62・2013年2月20日教授会)、その前提として、原告がビジネスエコノミクスから外すことの是非について、教授会に審議にかけられたことは一切無い。この後任の教授の選任決定があったことをもって、遡って、原告の科目外し決定が追認されるものでもない。教授会の決定無しに原告の科目担当外しがなされたことは時系列的にも証拠上も明白である。

6. 国際プログラム委員会の存在・適式な意思決定自体が認められないこと

飯塚証人によると国際プログラム委員会では議事録は基本は作っていないとのことであり(飯塚10頁)、定例日もなかったようである(飯塚10頁)。場所もプロジェクトルーム1が空いていなければ別のところでするなど確立したものとも思われない(飯塚10頁)。召集はメールでなされ、議題はメールに書いたかどうかというあいまいな証言である(飯塚10頁以下)。そもそも、適正な手続きにより開催・運営・意思決定がなされていたのかが疑わしい。少なくとも、原告の科目外しを委員会として適式に決定したことや、それを原告に委員会として適式に伝えたことはおよそ認められない。なお、飯塚氏は国際プログラム委員会としての科目外しの通知は2012年12月17日のメール(乙17)がはじめてであるとしている(飯塚12頁)。

7. 近藤委員長ないし国際プログラム委員会からの要請などなかったこと

飯塚証人は、原告に「もうちょっとベタなエコノミクスを教えてほしい」と何回か話をした、原告は「システムダイナミクスというのをやっぱりかなり中心にしたいみたいな話があった」、原告が「必修になると人数が多くなるので、それはちょっと体力的にしんどい」と言ったなどと述べる(飯塚7頁)。また、「誰でも分かりやすい」「文学部出身者でさえも分かるBusiness Economics」にしてほしいという話をしたともいう(飯塚19頁)。しかし、そのような事実はない

(原告11頁以下)。これまで、被告において、国際プログラム委員会においていつどこでいかなる決定がなされ、それがいつどこでどのように原告に伝達したか明らかにするように再三求めたが、ついに明らかにされていないし、証拠もない。そのような要請は無いし、少なくとも正式な意思決定に基づく、正式な要請は無い。

なお、飯塚証人は2012年12月17日のメール(乙17)に対し、原告が 了承したなどと証言する(飯塚24頁以下)。尋問の後に提出された乙59を見 ても、原告はコア科目で教えることは構わない(do not mind)と明確に返信して いる(乙59の1・原告34頁以下)。原告が了解などしたことはない(原告3 7頁)。なお、ティム・クレイグやグスタボ・タナカのメールには原告への悪意 が感じられる。彼らも近藤委員長は意を通じて一緒になって原告を排除しようと していた、つまり原告は孤立させられていたと考えられる。

8. 近藤委員長と浜研究科長の協働が認められること

ところで原告に対して浜研究科長が定年延長提案拒否をしたのが2012年12月19日(甲22)であるが、浜研究科長は8コマルールを理由としているから同日より前には、浜研究科長は近藤まり国際プログラム委員長による科目担当外しのことを認識していたことになる。

浜研究科長は近藤委員長あるいは事務室より2012年10月か秋の辺りに科目外しを知らされたと証言する(浜26以下)。そして、近藤委員長からシステムダイナミクスではない形で教えて欲しいと思っていると聞いた記憶があるともする(浜27)。浜も、入門科目という位置付けにするのであればオールラウンドな教え方にするのが常識でしょうねと言ったとのことである(浜28頁以下)

飯塚証人は12月17日のメール(乙17)をする前に、仕方ないからこれは 嘱託でいきたいと思いますと浜研究科長に話したという(飯塚21頁)。それに 対して浜研究科長は異論は無かったという(飯塚22頁)。飯塚氏は突然総務委 員会で話したと言い出すが(飯塚22頁)、その裏付けはない。仮に総務委員会 で話したとしても、教授会に諮られた形跡がないことには変わりは無い。なお、 総務委員会も構成員も浜研究科長や八田学長の息がかかっていたとも推測できる 。そして総務委員会は何かを決定することはない(飯塚38頁)。

近藤委員長と浜研究科長がどの段階で意を通じていたかは不明であるが、浜研 究科長は教授会によらずに科目外しを前提に8コマルールを持ち出し原告の排除 を始めたのである。

第4.8コマルールによる定年延長提案拒否

浜証人は、大学教員は週8時間の授業を行う、これを8コマルールと言うが、 これは就業規則に定められたルールというが(浜5頁)、就業規則を曲解してい る。

確かに、就業規則(乙2)15条1項には、教員の勤務時間・授業担当時間は

大学講義の場合は1週8時間を基準とするとされているが、これは8時間を基準に講義を割り当てるというものであり、8時間に満たなければ職を失うというものではない(浜31)。8時間に満たないのであれば8時間割り当てればよいのであるし(飯塚28頁)、大学、特に学生数のあまり多くはない大学院等では学生がいなければ休講という扱いがなされることもあろう。8時間をわざと割り当てず、その結果、8時間に満たないから職を奪うなどということをこの就業規則は認めていない。なお大学教員には講義以外にも研究・研究発表等学者としての本業・職責があるのであり、講義以外の時間は何もしていないわけでは勿論ない。この8コマルールは、教員の負担の上限を画し、研究活動に支障が生じないようにする負担軽減のルールなのである(甲20)。

更にこれまで再三主張立証してきたように、原告はTIMにおいて別途多数の講義を現に受け持っており、トータルでは8時間をはるかに超過する授業(最大14時間)を行っていた。就業規則には他の研究科の講義はカウントしないなどという文言は一切無いし、そのような決まりもない(原告14頁)。

浜証人は、この8コマルールを曲解し、原告のみ定年延長を提案しないという 差別行為を行ったのである(浜6頁)。

第5. 「偏った経済学」という差別発言

1. 飯塚証人も発言自体は認めていること

飯塚証人は、2013年1月9日教授会議事録(乙12)にある「Business Economicsはコア科目のため、偏った経済学ではプログラム上、困る」という発言をしたことは認めている(飯塚7頁・25頁)。研究科の教授会という公的な場で、研究者・学者である原告の専門科目の講義を「偏った経済学」と呼ぶことは、研究者・学者である原告の学者としても名誉・尊厳を著しく傷つけるものであり(原告17頁)、明らかに違法な行為である。しかし、この発言について、近藤委員長は公開質問状にも回答をせず(原告17頁)、浜科長も八田学長もそのまま容認している。そして、その後に近藤委員長より撤回・謝罪もない(原告16頁)。

2. 飯塚証人の弁解は違法性の評価障害事実とはなり得ないこと

飯塚氏は「偏った経済学」との発言の意味を、余り高度なことを全くの初学者の人にしてもらっては困る、満遍なく簡単なエコノミクスをしてもらわないと困る、システムダイナミクスは大事だがそれがメーンになったら困るなどと述べている(飯塚7頁以下)。

しかし、仮にそのような意味であったのであればそのように述べればよいだけのことであるのに、近藤委員長はそのようには述べていない(飯塚26頁以下)。わざわざ「偏った経済学」などという必要はないし、そのような言葉にはおよそつながらないはずである。高度か初学者向けかは「偏っている」か否かとは別問題である。また、原告はミクロ・マクロ経済学を満遍なく教えていた。もっとも「満遍なく簡単な」エコノミクスをすることはシラバスで求められていないが

、満遍なく簡単でなければ「偏った」ともならない。難易度の偏りというのであればあまりにもこじつけである。システムダイナミクスをメーンにしたこともない(なおシステムダイナミクスは分析ツールであり、経済学ではない(飯塚26頁))。近藤委員長の個人の恣意的・主観的・差別的な判断にすぎない。

第6. 教授会における誤導~グリーン問題の後出しと誤導をしていること

浜証人も2012年12月19日の教授会(甲22)では8コマルールだけを持ち出して定年延長しないと説明をしたこと、グリーン科目担当の件やプロジェクト研究の希望者がいなかった件については説明をしていないことは認めている(浜6頁以下)。そして、2013年1月9日の教授会(乙12)においてもグリーン科目の件は持ち出されていないが、同年2月11日の教授会(乙14)の際に、原告が退席した後にグリーン科目担当の件を担当拒否として持ち出したことを認めている(浜7頁)。12月19日は担当科目が少ないというのが唯一の理由として説明されたのである(原告17頁)。

上記経緯からは、浜研究科長がグリーン科目の「担当拒否」を定年延長を提案しない事由として教授会で持ち出したのは2019年2月11日の原告退席後ということは明らかである(原告18頁)。そして、グリーン科目については前述の通り、専門でない講義を原告に強要するものであること、教員資格のないゲストスピーカーに成績評価を含む講義を担わせる違法なものであることについては、浜研究科長は教授会で説明はせず、専ら原告が不当に担当を拒否したと批判的・否定的に説明しているのであり、原告を排斥するための誤導を行っていることも明らかである(原告18頁)。

なお、浜証人は教授会で異論は出なかったとするが(浜 7 頁)、これは教授会 が機能していないだけのことであり、あるいは、グリーン科目担当の件における 問題点を正しく説明していない結果にすぎない。

第7. TIM要請の握りつぶしについて

1. 教授会に諮っていないこと

浜証人は、2013年2月15日付で総合政策科学研究科長に対する書面(乙19)を発する際に、総務委員会で議論をしたなどと証言をした(浜8頁)。その上で、教授会でも議論をしていたなどとする(浜8頁)。

争点整理までの段階では、TIM要請拒否について事前に総務委員会で議論し、さらに教授会でも議論したなどという主張はないと認識している。この点、原告代理人が再度浜証人に確認した際には、教授会には諮っていないとも証言するに至っている(浜32)。議事録がないなど証拠上からも教授会に諮っていないことは明らかである。原告も明確にこれを否定しているし(原告22頁)、飯塚証人も教授会にはあがっていないと証言する(飯塚30頁以下)。

なお総務委員会で議論をしたのであれば、教授会に上がるはずであるから、総 務委員会で議論をしたとの証言は信用できない。

2. TIM要請の許諾の決定権限は教授会にあること

浜証人もTIMからの要請の許諾の決定権限は教授会にあることは認めている((32)。

第8.被告は学生への影響(=教授の自由の侵害)を全く考えていないこと

1. タフォヤ氏

浜証人はメキシコからの国費留学生であるタフォヤ氏は原告が指導教員となることを前提に国費留学をしたが(原告20頁以下)、原告が科目外しをされた結果、システムダイナミクスを用いたビジネスエコノミクスを学習することができなかった、TIMへの進学も断念したと述べていること(甲9)に何らの関心も寄せていない(浜17頁以下)。

2. アミン氏(甲10)・佐藤氏(甲11)・切東氏(甲12)

また浜証人はTIMにおいて原告の研究指導を完成年次まで受ける予定であったアミン氏他総合政策科学研究科の学生の研究計画が変更を余儀なくされたことについても何らの関心も寄せていない(浜18頁以下)。大学院で学ぶ学者の卵を大切に育成していくという学者・研究者として、このようなことはあってはならない。これらは学生への裏切りとともに、後進を育成していくという教授の自由の侵害でもある。 そもそもTIM創設の際に五年一貫制の専任教授に完成年次途上で65歳となる原告があえて登用されている(原告19頁以下)。そして指導担当となっている。学生には完成年次まで教授をすることが契約なのである。この計画を理事長以下被告は認めて文科省に提出をしている。浜研究科長が独断で要請を握りつぶし、原告の地位を奪い、学生を完成年次途上で放り出すことなど学問の府としてあってはならない。

3. サラム氏(甲57)

サラム氏が原告の指導担当となるべきところ、近藤教授が介入したことで研究 計画や学問研究・教授を受ける機会を奪われたことは既に述べた。

第9. 八田学長の関与について

1. 八田学長の作為

八田学長は自らグリーン科目を強要した(原告23頁)。この違法行為は作為である。また、浜証人は、原告の定年延長の件で八田学長と話をしたことがあることは認めている(浜9頁以下・15頁以下)。人事案件について指示を受けたことはないとするが、そうであればそもそもなぜ浜研究科長と八田学長が定年延長の件で話をしなければならないのか全く理解できない。グリーン科目担当強要のことを契機に原告を排除しようと、八田学長が浜研究科長に働きかけたとみるのが自然である。これに呼応して、浜研究科長は近藤まり国際プログラム委員長と意を通じて指導担当外し・科目担当外しをした上で、タイミングよく8コマルールを持ち出して定年延長提案拒否を行い、原告に対して偏った経済学などの発

言をしてまで原告を差別し、グリーン科目の原告の違法な拒否であると誤導し、 総合政策科学研究科からの要請も握りつぶして原告を排除した、他方で、八田学 長は原告及び海外の研究者からの救済の要請をことごとく無視し続けたというの が実際のところであろう。

2. 八田学長の不作為

原告は科目担当外し・指導担当外し・定年延長提案拒否・偏った経済学発言・TIMに完成年次途上の学生がいることなどについてその都度八田学長にも報告し是正を求めている。また中田教授がTIMでの教授継続ができるように八田学長にお願いした(原告23頁以下)。しかるに八田学長は情報収集してお返事しますとのメールを一度したきりでその後は職責を放棄している(原告22頁以下)。八田学長の不作為は、原告へのハラスメント是正の学問の自由確保義務違反・環境調整義務違反となる。

以 上